

令和 8 年 4 月 6 日

保護者 様

岸和田市教育委員会
教育長 谷 桂 輔

児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度について（お知らせ）

本市は、児童・生徒の健全育成をめざし、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止について、さらに連携を進めるために、大阪府警察本部と「学校と警察との相互連携に係る協定」を結び、平成28年6月1日から運用をしております。

これまで、学校だけでは解決が困難な場合には、保護者・地域との連携はもとよりスクールカウンセラーやスクールロイヤー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用してきました。しかし、昨今の報道で見られるような、解決が困難な場合には、学校と警察が連携をさらに強化して取り組んでいくため、教育委員会と警察が協定を結んだものです。

連携が必要と判断される場合とは…

- ▶ 警察の専門的な知識が支援に効果がある場合
- ▶ 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす恐れがある場合
- ▶ 警察による保護や安全確保が必要と判断される場合



- ・ 重大ないじめ問題や児童虐待等に関すること
- ・ 犯罪の被害者になりそうなときや大きな事件に巻き込まれそうになっているとき
- ・ 非行集団に関すること等

連携の内容は…

- ◎ 相互に情報を共有することで、未然防止や早期解決が図られます。
- ◎ 警察が専門的な立場で関わることで、早期解決が図られます。
- ◎ 警察が把握している健全育成上の情報を学校が提供されることで、関係児童生徒の規範意識の醸成及び立ち直り、再犯の防止が図られます。

児童・生徒の健全育成に一層の努力をしてまいりますので、今後とも保護者の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先
岸和田市教育委員会 学校教育課
TEL 072-423-9683